

# 熊本県公共事業等環境配慮システム要綱

平成10年3月3日

## 第1 目的

開発事業等に伴う土地の改変や建築物の建設等は、環境に負荷を与え、人間の健康、自然環境、周辺的生活環境等へ大きな影響を及ぼすおそれがあり、これらは一度破壊されると復元が困難である。そのため、その構想・計画及び事業実施にあたり十分な環境への配慮を行う必要がある。

この要綱は、環境保全のための県における率先行動として、県が行う公共事業等について、自主的な環境配慮を行うための手続その他所要の事項を定めることにより、事業に係る環境への配慮が十分になされることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

### 1 対象事業

県が実施主体となる公共事業等で、別表に掲げる事業をいう。

### 2 環境配慮

対象事業が環境に与える負荷を減らすための措置及び快適な環境を保全・創造する措置をいう。

### 3 環境調査

対象事業が環境に与える影響について把握するため行う現地調査をいう。

## 第3 構想段階での環境配慮

### 1 早期段階での環境配慮

(1) 対象事業を計画・実施する部局等の長(以下「事業部局等の長」という。)は、環境生活部長に対し、対象事業の概要を示す書類を提出するものとする。但し、第4の1(1)に規定する環境調書の提出時期が、当該提出時期と同時期となる場合はこの限りでない。

(2) 前号に規定する事業概要に係る書類の提出時期は、計画地の選定、ルートの選定等事業構想の検討を行う時期とする。

### 2 環境情報の提供

事業部局等の長より第3の1(1)に規定する書類の提出があった場合、環境生活部長は対象事業について当該事業部局等の長に対し環境に係る情報の提供を行うものとする。

## 第4 環境調書の作成等

### 1 環境調書の作成

(1) 事業部局等の長は別に定める公共事業等環境配慮システム技術指針に基づき、対象事業について、環境調書を作成し、環境生活部長に提出するものとする。

(2) 前号に規定する環境調書の作成時期は、事業計画の決定の前であって、環境

配慮の内容が適正に定められる時期として環境生活部長が事業部局長の長と協議して定める時期とする。

- (3) 事業部局長の長は環境調書の作成にあたり、必要に応じ環境配慮専門委員の助言を受けることができる。
- (4) 事業部局長の長は環境調書の作成にあたり、必要に応じ環境調査を実施するものとする。
- (5) 事業部局長の長は、第4の1(1)に定める環境調書の提出時点で、対象事業の特性等により一部環境配慮に係る措置が明らかでない場合には、当該措置が明らかになった時点で、その項目についての環境調書を作成し、環境生活部長に提出するものとする。

## 2 環境生活部長の意見

- (1) 環境生活部長は第4の1(1)に規定する環境調書の提出を受けたときは、事業部局長の長に対し、環境配慮の見地からの意見を述べるものとする。
- (2) 環境生活部長は、前号に規定する意見を述べるときは、環境調整会議の意見を聴くとともに、必要に応じ環境配慮専門委員その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第5 報告

事業部局長の長は、環境調書に記載されているところにより、第4の2(1)に規定する環境生活部長の意見を尊重して環境配慮措置を決定し、環境生活部長に報告するものとする。

## 第6 環境配慮の実施

事業部局長の長は、決定した環境配慮措置に従い、環境配慮に努めて事業を実施するものとする。

## 第7 事業内容の変更等

事業部局長の長は、対象事業の変更により、環境に及ぼす影響が大きくなるおそれのあるときは、改めて第4から第6までの規定による手続を行うものとする。

## 第8 環境配慮専門委員

- 1 知事は、この要綱による環境配慮に関し必要な意見を求めるため、環境配慮専門委員を置くものとする。
- 2 環境配慮専門委員には、熊本県環境影響評価審査会委員を充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、環境配慮専門委員に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9 環境調整会議

- 1 第4の2(2)に規定する環境調整会議は、関係各課長をもって構成し、環境生活部次長がこれを主宰する。

- 2 前項に定めるもののほか、環境調整会議に必要な事項は環境生活部長が別に定める。

#### 第 10 適用除外

- 1 対象事業が法令、条例等に基づき環境影響評価を実施する事業に該当する場合は、この要綱の規定（第 3 の規定を除く）は適用しない。
- 2 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条の規定による災害復旧事業及び災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする事業並びに災害の復旧又は防止のために緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。

#### 第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に、既に事業計画等の基本的事項が定まり、その実施が決定されているもの等については、この要綱の規定は適用しない。

一部改正 平成 11 年 4 月 20 日施行  
（対象事業に公有水面の埋立事業を追加）

一部改正 平成 13 年 4 月 1 日施行  
（熊本県環境影響評価条例の施行等に伴う第 10 適用除外の規定の整理）

一部改正 平成 20 年 12 月 8 日施行  
（環境配慮専門委員に係る規定の改正等）

別表（第2の1関係：対象事業）

事業の種類	事業の内容及び規模
1 道路の建設	国道（県事業）、県道、農道及び林道の新設又は改築 イ 新設 車道幅員4メートル以上、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの ロ 改築 車道幅員4メートル以上で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車道幅員4メートル以上を付加する拡幅で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの
2 ダム又は堰の建設	河川に係るダム又は堰の新築又は改築で、増加する湛水面積が2ヘクタール以上のもの
3 河川の整備	整備する河川の延長が500メートル以上のもの
4 海岸の整備	整備する海岸線の延長が500メートル以上のもの
5 1～4以外の事業であって、以下に掲げる県が行う事業 農用地の造成、下水道終末処理場の建設、土地区画整理事業、新都市基盤整備事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、都市公園の整備、公有水面の埋立、その他土地開発事業又は建築物の建設	施行する土地の区域の面積が1ヘクタール以上のもの又は施設の延べ床面積が5,000平方メートル以上のもの

その他事業部局等の長が必要と認めるもの。